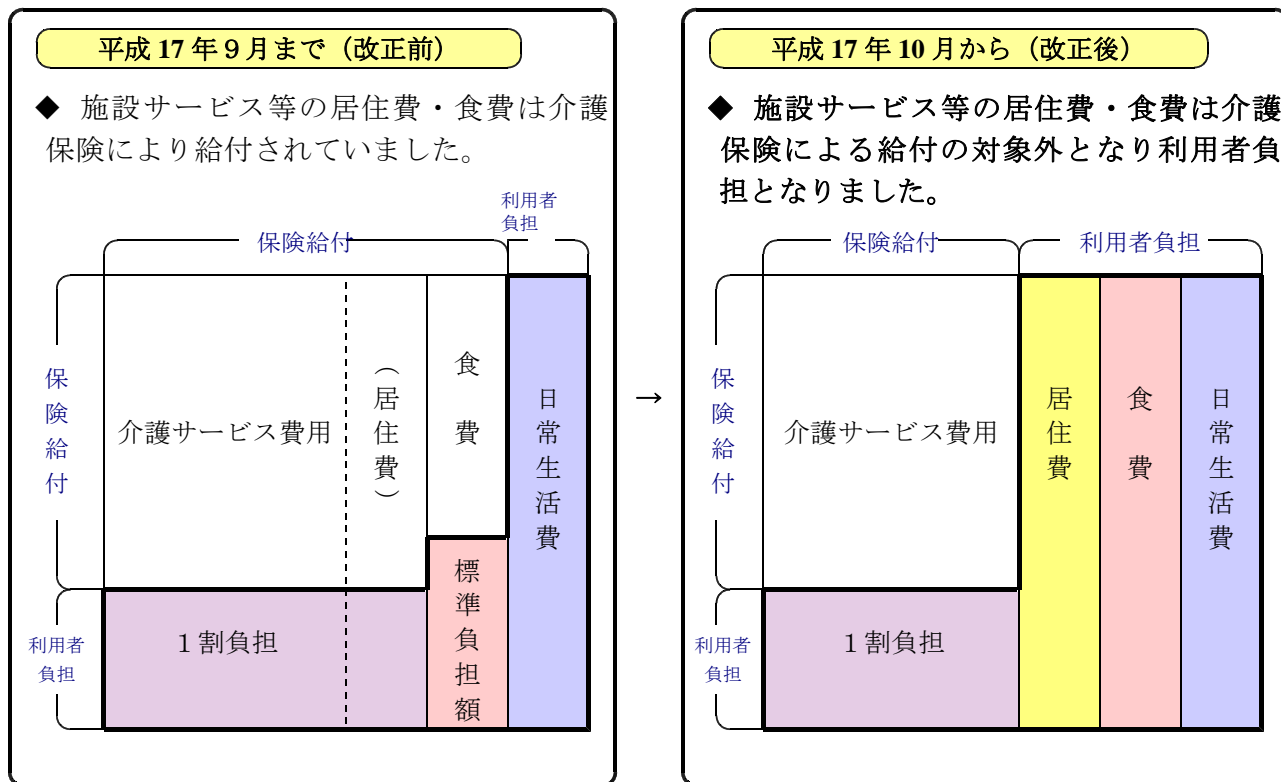


～平成17年10月から～

施設サービス等の居住費・食費の利用者負担が変わりました

介護保険法の改正により、在宅で生活する方と施設に入って生活している方の費用負担を公平にするため、平成17年10月から施設サービス等の居住費・食費が利用者負担となりました。

※ 対象：特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、ショートステイ、通所系サービス



※ 図は多床室の場合

10月1日以降の居住費・食費に係る利用者負担額

施設サービスを利用している方の居住費・食費は、施設との契約により決まり、施設によって金額が異なります。（各施設が居住費・食費の額を設定します。）

また、個室か多床室かといった居住環境の違いによっても利用者負担額が異なります。

◆ 4つの居室類型

区分	居室の形態
ユニット型個室	居室と食堂等の共同生活室によって一体的に構成される場所(ユニット型)にある個室 ※ユニット内の個室はおおむね10室前後
ユニット型準個室	ユニット型で、居室が隣室と完全に分かれていない個室
従来型個室	ユニット型でない施設の個室
多床室	居室の定員が2名以上の居室

※現在、京都府内の施設でユニット型準個室がある施設はありません。

所得の低い方は負担が軽減されます

市町村民税が世帯非課税の方等については、次の表のとおり居住費・食費の負担額の上限が定められ、負担の軽減が図られています。

なお、負担の軽減を受けるためには、市町村への申請が必要です。

[府内市町村の連絡先](#)

■補足給付の支給

◆所得の低い方の居住費・食費の負担限度額（日額）

区 分	居住費					食 費
	ユニット型 個 室	ユニット型 準個室	従来型個室		多床室	
			特別養護 老人ホーム	老人保健施 設、介護療養 型医療施設		
利用者負担第1段階 ・生活保護受給者の方など	820円	490円	320円	490円	0円	300円
利用者負担第2段階 ・年金収入のみで年額80万円以下 の方など	820円	490円	420円	490円	320円	390円
利用者負担第3段階 ・市町村民税世帯非課税で、上記に 該当しない方	1640円	1310円	820円	1310円	320円	650円

※利用者負担第4段階の方についても、一定の場合には負担が軽減される場合があります。

※詳しくは、市町村の担当窓口にお問い合わせください。

(参考)

国が定める基準費用額と負担限度額の差額が補足給付として介護保険から支給されています。

(日額)

区 分	居住費					食 費
	ユニット型 個 室	ユニット型 準個室	従来型個室		多床室	
			特別養護 老人ホーム	老人保健施 設、介護療養 型医療施設		
基 準 費 用 額	1970円	1640円	1150円	1640円	320円	1380円

■社会福祉法人による利用者負担軽減制度

・社会福祉法人が運営主体となっている特別養護老人ホーム等のサービスについて、法人が利用者負担を軽減した場合、国や地方自治体はその費用の一部を公費で補う仕組みがあります。

※詳しくは、市町村の担当窓口にお問い合わせください。

■高額介護サービス費の見直し

- ・高額介護サービス費は、月々の介護サービスの1割負担の合計額について、所得に応じ上限額を設定するものです。下の表中の金額を超えた場合には、その超える額が高額介護サービス費として保険給付が行われます。(月額)

区 分	金 額
利用者負担第1段階	15,000円
利用者負担第2段階	15,000円
利用者負担第3段階	24,600円
利用者負担第4段階～	37,200円

※詳しくは、市町村の担当窓口にお問い合わせください。